

令和5年5月2日

保護者様

佐渡市立相川中学校  
校長 梅田 茂明

新型コロナウイルス感染症による出席停止の期間と  
登校連絡票提出のお願い

お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染した場合、学校保健安全法の規定により、出席停止となります。医師の指示に従うとともに、裏面の出席停止期間の基準を参考にして、完治するまでご家庭で休ませてください。出席停止の期間は、欠席扱いにはなりません。

なお、回復して登校される際に、下記「登校連絡票」を、保護者等が記入のうえ、学校へ提出ください。医療機関からの記入の必要はありません。

<出席停止期間>

- ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで  
※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す
- ・無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで
- ・出席停止期間の基準の詳細は、裏面を参照してください

----- きりとり線 -----

登 校 連 絡 票

新型コロナウイルス感染症のため出席停止となっていましたが、症状が回復しましたので本日より登校させます。

1 児童生徒名	年 組 児童生徒名
2 発症日	令和 年 月 日
3 受診した医療機関名	
4 軽快した日	令和 年 月 日
5 登校日朝の体温	℃
6 登校開始日	令和 年 月 日
7 保護者名	

登校する日に学校へ提出してください

## 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

学校保健安全法施行規則第19条により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と定められています

発症した翌日を1日目と数えます

		発症日 (0日目)	発症後 (1日目)	発症後 (2日目)	発症後 (3日目)	発症後 (4日目)	発症後 (5日目)	発症した後5日を経過した後
Aさん	発症後1日目に軽快した場合	発症	軽快	軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	<b>登校可能</b>
Bさん	発症後2日目に軽快した場合	発症	発症	軽快	軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	<b>登校可能</b>
Cさん	発症後3日目に軽快した場合	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目	発症後5日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	<b>登校可能</b>
Dさん	発症後4日目に軽快した場合	発症	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	<b>登校可能</b>
Eさん	発症後5日目に軽快した場合	発症	発症	発症	発症	発症	軽快	軽快後1日目
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止
Fさん	無症状の場合	検体採取	採取後1日目	採取後2日目	採取後3日目	採取後4日目	採取後5日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	<b>登校可能</b>

軽快した翌日を軽快後1日目と数えます